

# ■大阪法務局が実施した登記所備付地図作成作業

## 1 はじめに…

ここでは、大阪法務局が登記所備付地図を作成したことで公共事業が促進した大阪府箕面市の事例を紹介します。

地図作成作業を実施した地区（箕面市今宮三丁目・四丁目）は、昭和初期頃からの宅地の乱開発によって、法務局の公図と現況が大きく異なっており、地図が混乱した状態となっていました。

### 箕面市 登記所備付地図作成作業概要

- ・実施時期 平成11年度～平成12年度
- ・実施地区 大阪府箕面市今宮三丁目・四丁目
- ・実施面積 0.12km<sup>2</sup>
- ・筆数 531筆



左の図は、当該地区の土地台帳附属地図の原図です。地番配列が現地と整合していない上、大変不鮮明でありました。

拡大図



## 2 当該地区が抱えていた問題及び登記所備付地図作成作業実施地区選定理由

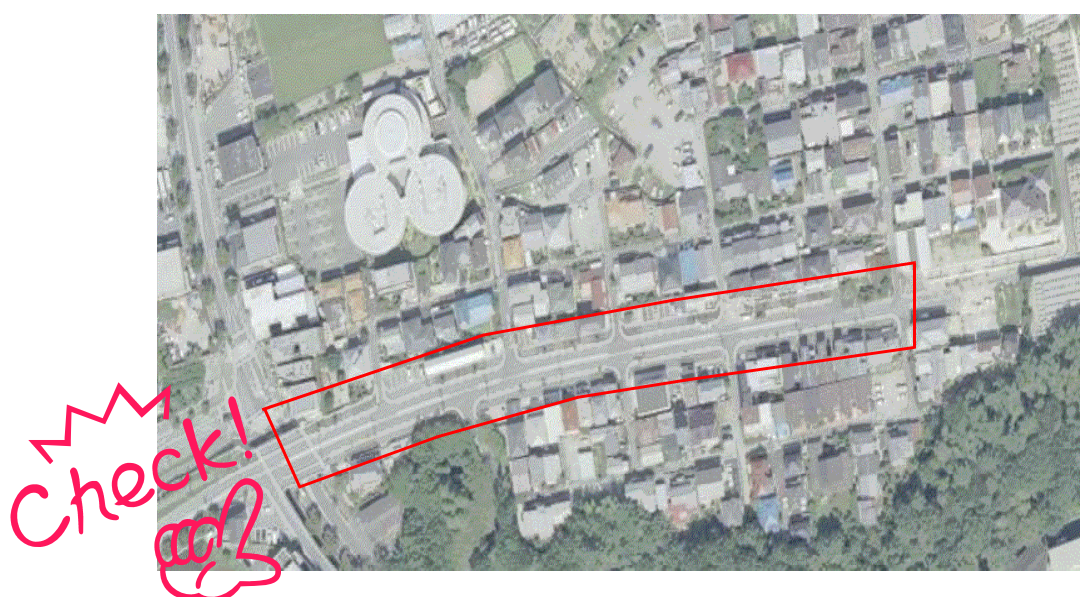
当該地区は、慢性的に渋滞する国道に隣接していたため、渋滞を回避する車が、幅員の狭い地区内生活道路（幅3・6m）を抜け道として利用し、住民生活に大きな支障となっていました。



【昭和54年空中写真（地図作成前） 国土地理院空中写真】



【現在の空中写真（地図作成後） 国土地理院空中写真】



上の空中写真をご覧ください。

地図作成後の空中写真には、東西に幅16mの都市計画道路が施工されたことを確認することができます。

